

# 中野駅周辺駐車場整備地区変更（案） 及び中野区駐車場整備計画（改定案） について

平成 2 9 年 5 月 1 6 日

中 野 区

都市政策推進室中野駅周辺まちづくり分野

1

「駐車場整備**地区**」とは？（駐車場法第3条）

自動車交通が著しく輻輳し、道路の効用を保持し円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について、**都市計画に定める**ことができる。

「駐車場整備**計画**」とは？（駐車場法第4条）

駐車場整備地区における駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、当該地区における**駐車場の整備**について定める。

2



## 2. 中野駅周辺駐車場整備地区変更（案）について

5

## 2. 中野駅周辺駐車場整備地区変更（案）について

### 経緯

平成23年度

- ・「中野駅周辺駐車場整備地区」の都市計画決定
- ・「中野区駐車場整備計画」の策定

中野駅周辺地区ではまちづくりが進み、これらの事業進捗と合わせて駐車場施策を進める必要がある。

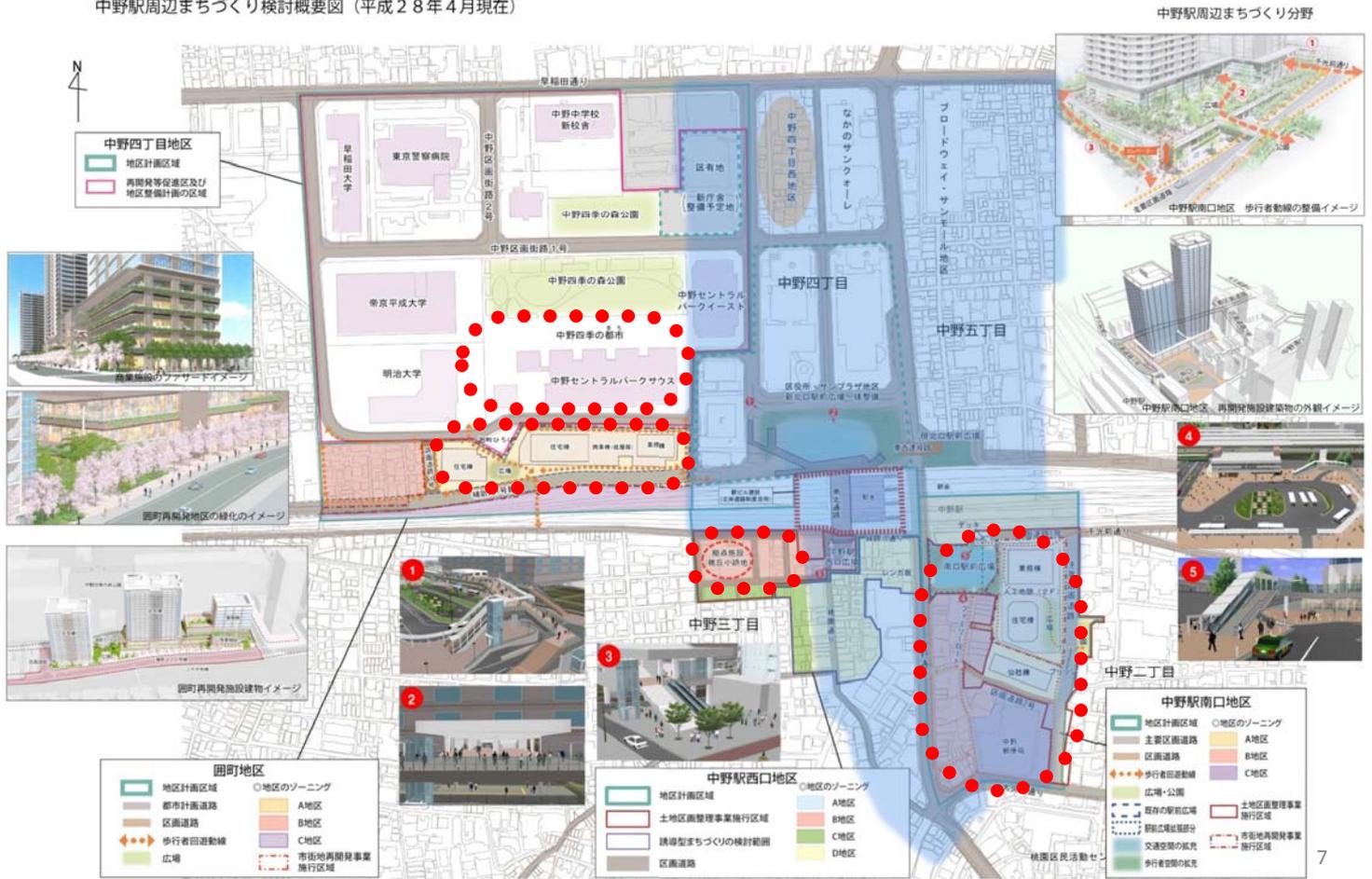
平成29年度

- ・「中野駅周辺駐車場整備地区」の都市計画変更
- ・「中野区駐車場整備計画」の改定

6

## 2. 中野駅周辺駐車場整備地区変更（案）について

中野駅周辺まちづくり検討概要図（平成28年4月現在）



## 2. 中野駅周辺駐車場整備地区変更（案）について

### 中野駅周辺駐車場整備地区変更（案）の考え方

#### 中野駅周辺の土地利用の転換

- ・ 中野四季の都市地区
- ・ 囿町地区
- ・ 中野二丁目エリアの一部
- ・ 中野三丁目エリア

#### 用途地域

商業地域や近隣商業地域の容積率400%以上に変更済みまたは変更見込みの区域を追加指定

#### 中野駅周辺駐車場整備地区 面積の変更

約28.0ha → 約33.0ha

## 2. 中野駅周辺駐車場整備地区変更（案）について

### 東京都市計画駐車場整備地区の変更（中野区決定）

都市計画中野駅周辺駐車場整備地区を次のように変更する。

面積	備 考
約33.0 ha	区域内町名 中野区中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目、 中央四丁目、中央五丁目、 新井一丁目及び新井二丁目の各地内

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：中野駅周辺地区における土地利用転換に伴い増加する駐車需要への対応と円滑な道路交通を確保するため、駐車場整備地区を変更する。

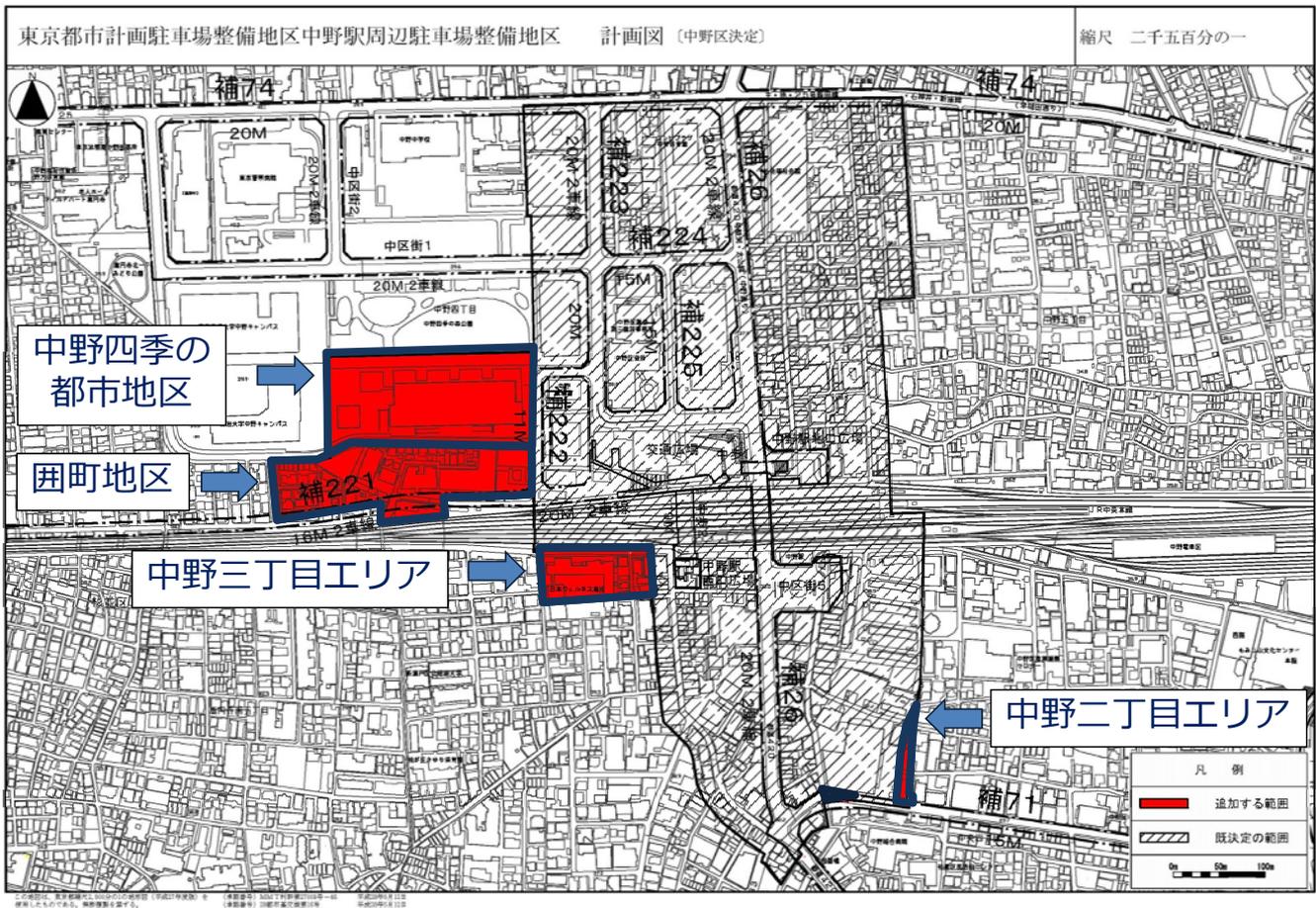
#### 変更概要

区域内	変更事項
中野駅周辺駐車場整備計画地区	1 <u>区域及び面積の変更</u> 面積 <u>約28.0 ha → 約33.0 ha</u>

9

## 2. 中野駅周辺駐車場整備地区変更（案）について

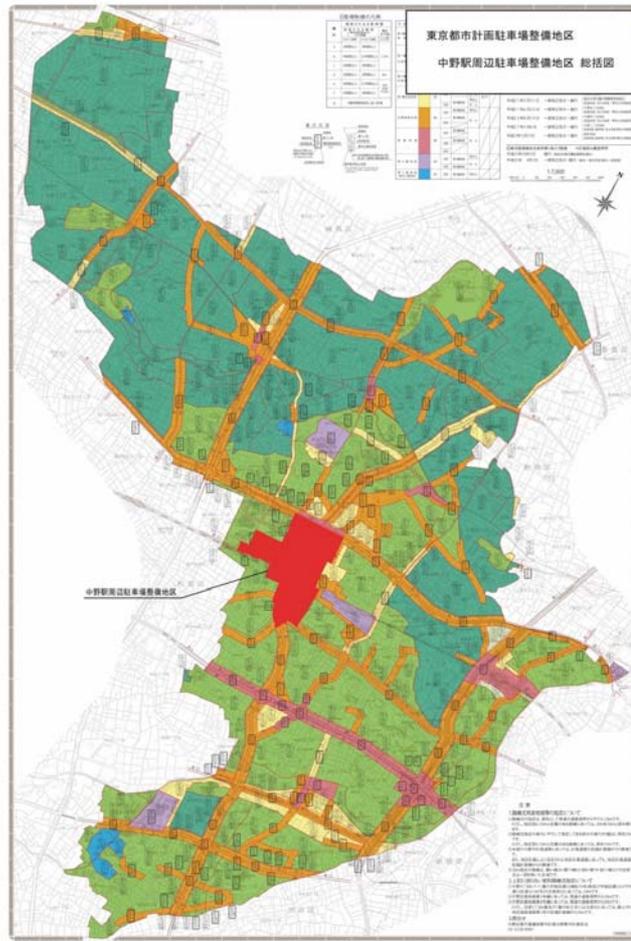
### 計画図



10

## 2. 中野駅周辺駐車場整備地区変更（案）について

### 総括図



11

## 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

12

### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

#### 改定の要旨

- 対象範囲の変更をする。
- 地域ルールによる新たな駐車施策の導入を検討する。

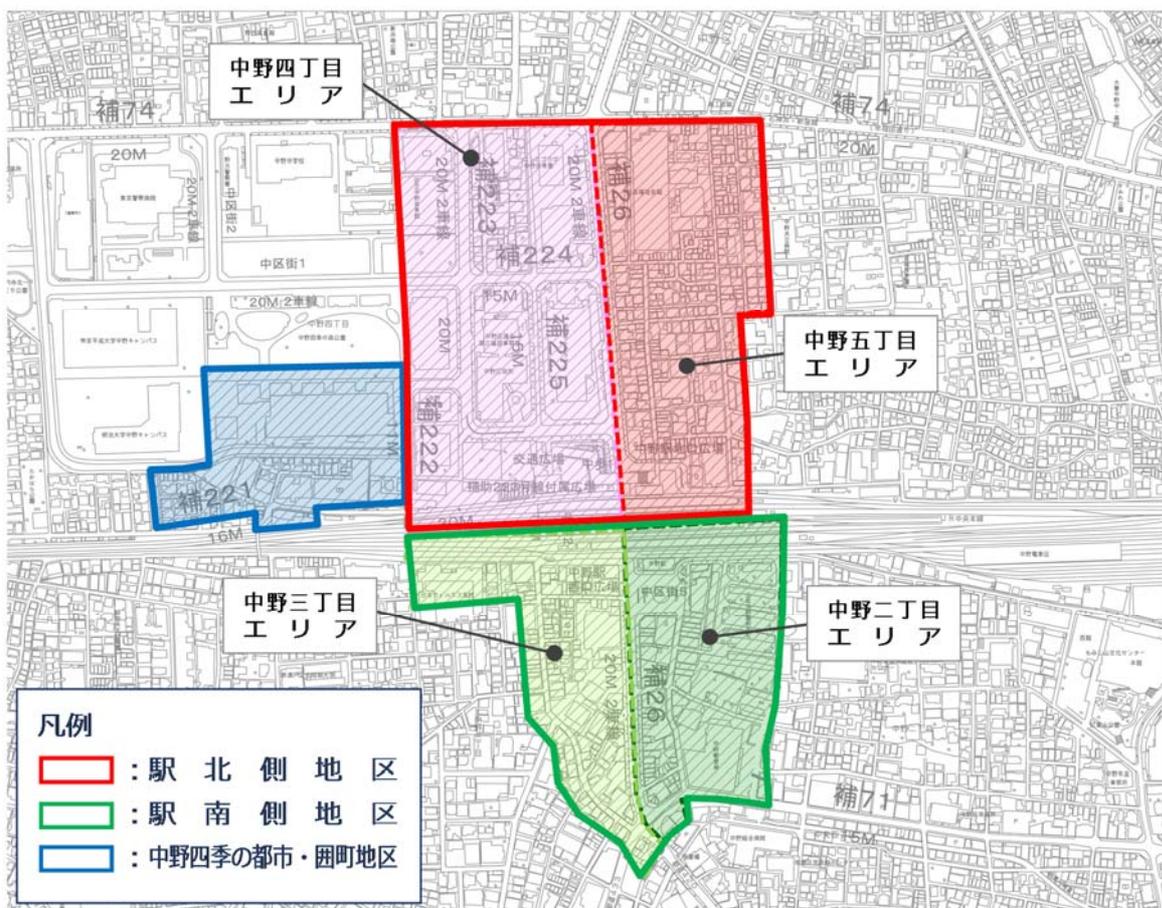
※従前から変更のないもの

- ・ 計画の目標年次（平成43年）
- ・ 公共駐車場（都市計画駐車場）の目標量（約70台）

13

### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

#### 対象範囲

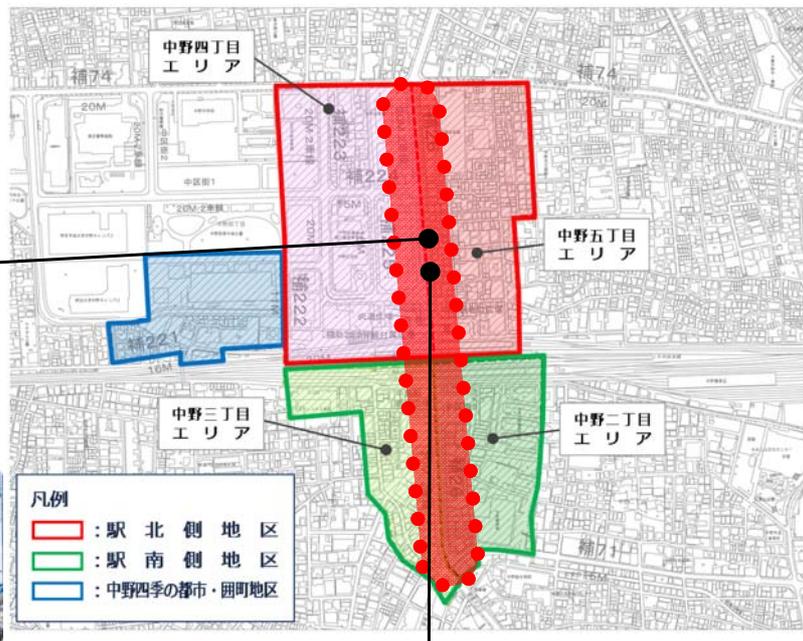


14

### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

#### 2. 地区ごとの特徴

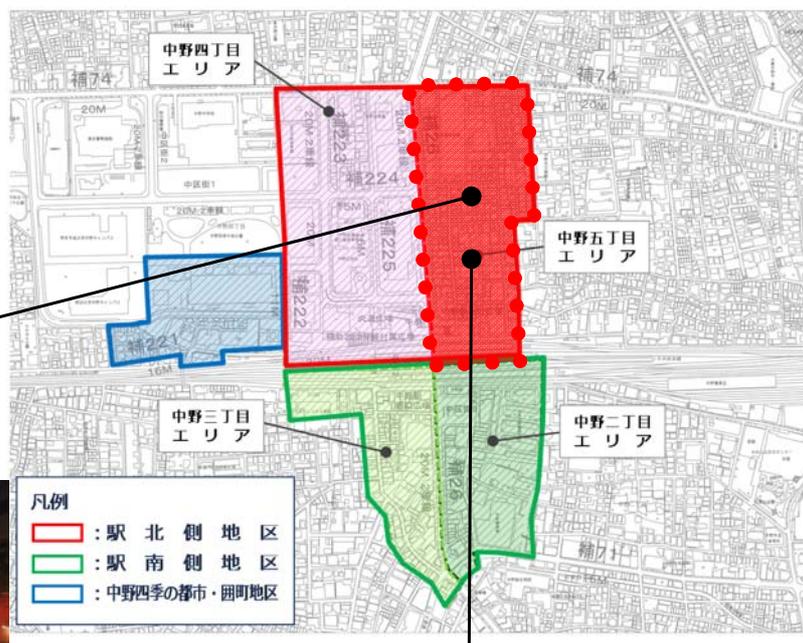
・中野通りでは、路上駐車及び路上荷さばき駐車が多数存在し、バス、自動車、自転車、歩行者等の円滑な交通を妨げている。



### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

#### 2. 地区ごとの特徴

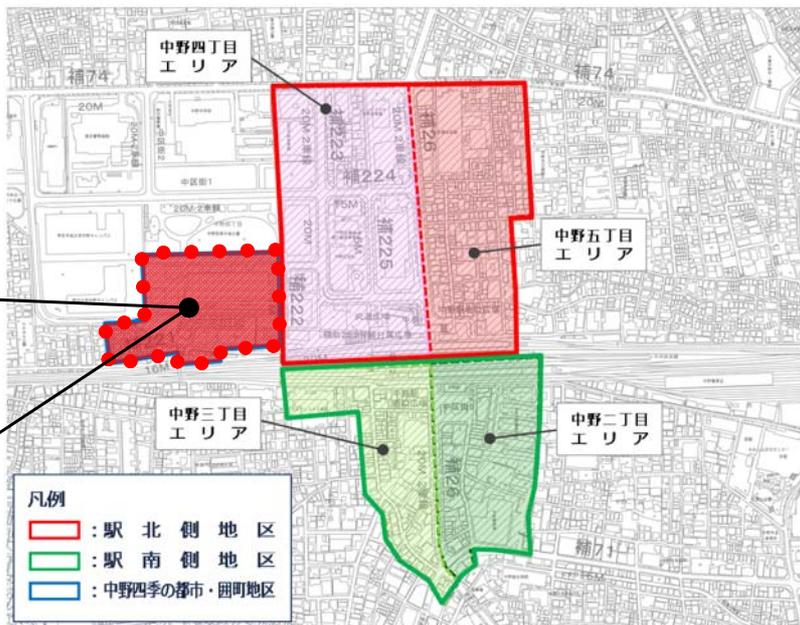
・中野五丁目エリアは幅員 4 m 未満の狭い道路が多く、大部分が歩行者専用の道路となっている。また、附置義務駐車場の確保については、大部分の敷地が対象外となっている。



### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

#### 2. 地区ごとの特徴

・中野四季の都市、囲町地区の大規模開発地内の附置義務駐車場は稼働率が低く、供給超過となっている。



### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

#### 将来駐車需給バランス推計（上：平日、下：休日）

【平日】

地区	需要（ピーク時）				供給				将来駐車需給バランス
	現況台数	将来減少台数	将来増加台数	将来台数	現況台数	将来減少台数	将来増加台数	将来台数	
駅北側地区（平日）	280	-70	870	1,080	400	-280	820	940	-140
駅南側地区（平日）	70	0	390	460	80	0	370	450	-10
中野四季の都市・ 囲町地区（平日）	70	0	420	490	210	0	420	630	140

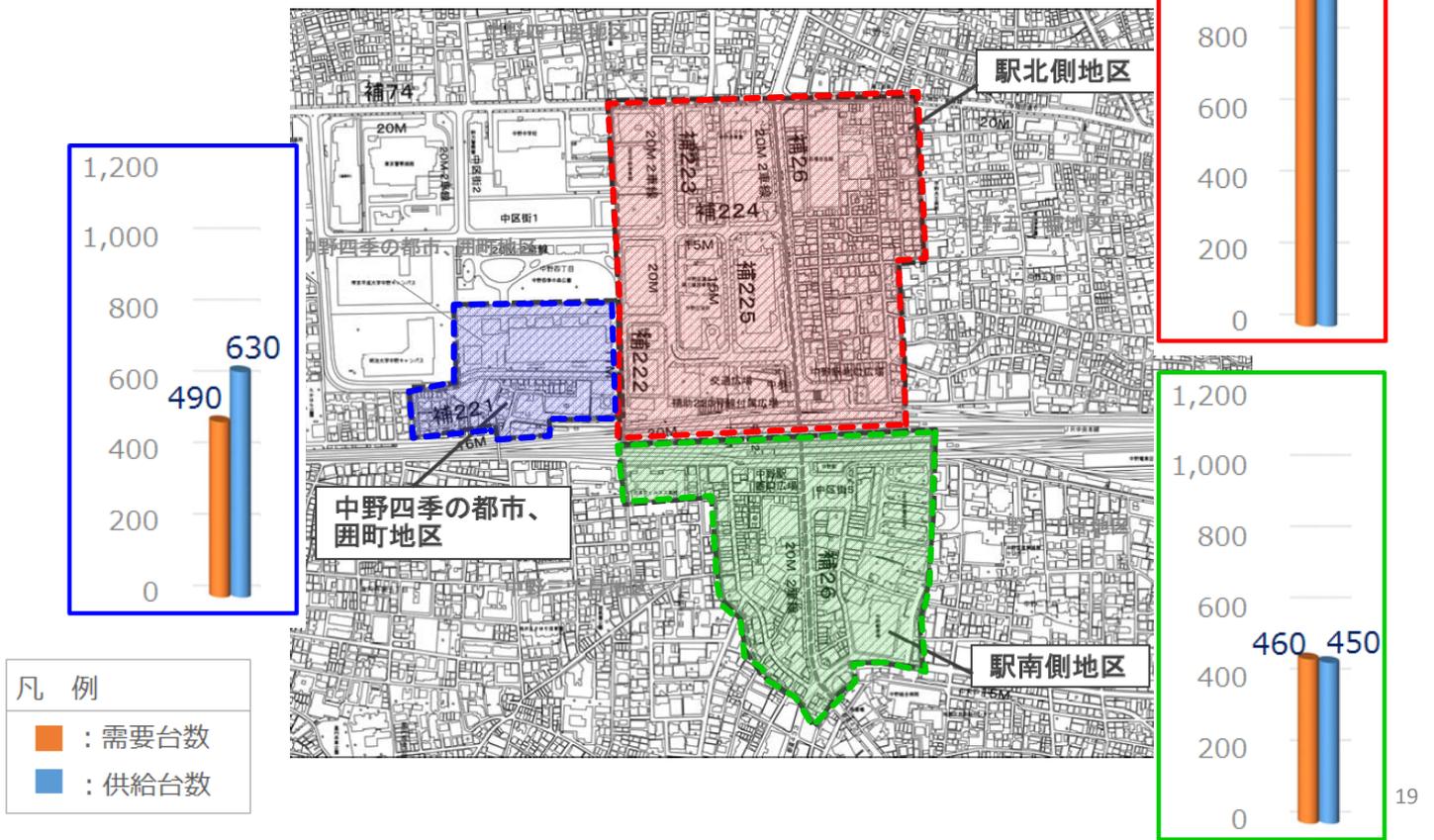
【休日】

地区	需要（ピーク時）				供給				将来駐車需給バランス
	現況台数	将来減少台数	将来増加台数	将来台数	現況台数	将来減少台数	将来増加台数	将来台数	
駅北側地区（休日）	320	-70	870	1,120	400	-280	820	940	-180
駅南側地区（休日）	60	0	390	450	80	0	370	450	0
中野四季の都市・ 囲町地区（休日）	20	0	420	440	210	0	420	630	190

### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

#### 2. 地区ごとの特徴

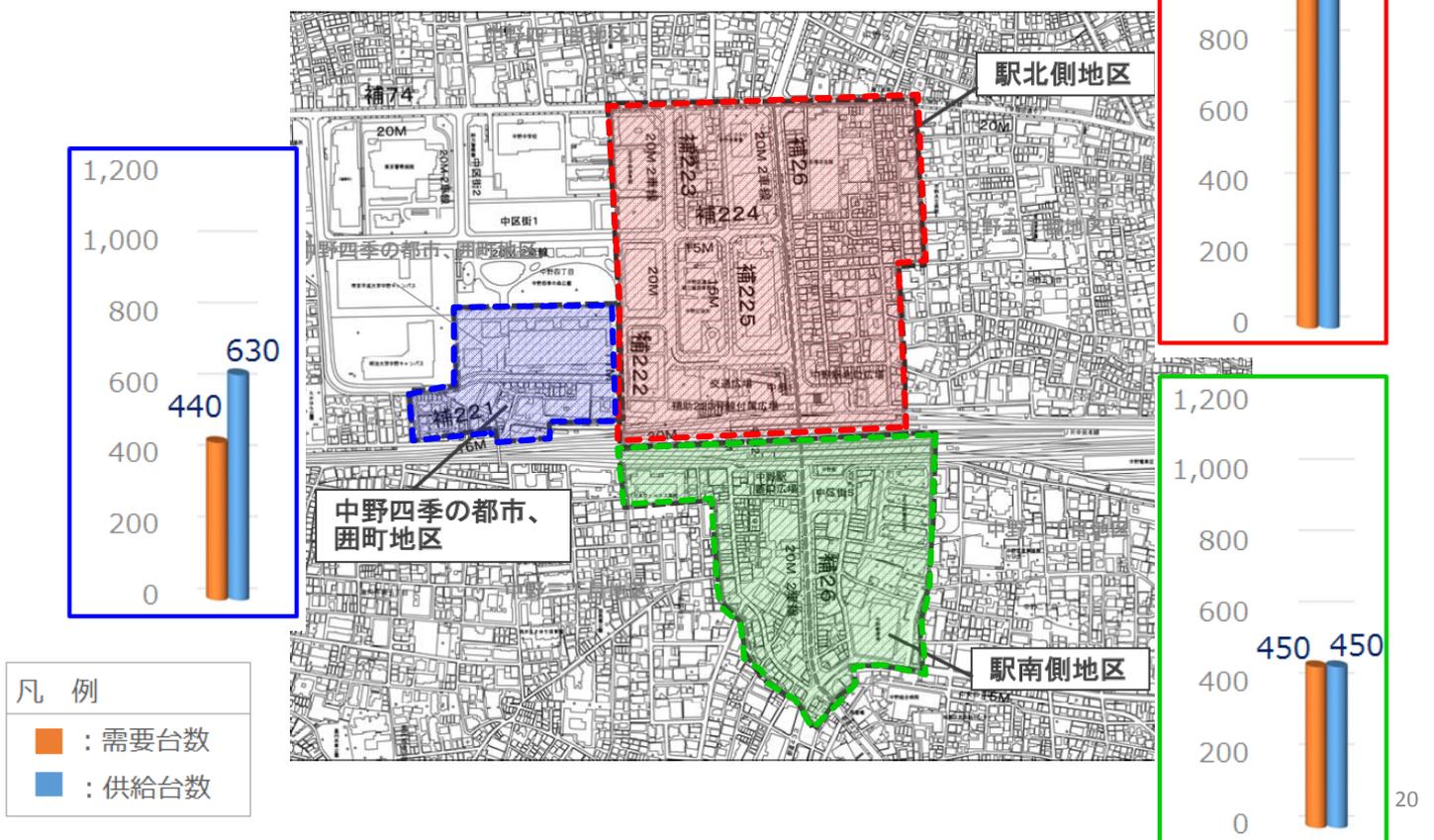
##### 【地区別】 将来駐車需給バランス（平日）



### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

#### 2. 地区ごとの特徴

##### 【地区別】 将来駐車需給バランス（休日）



### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

#### 新たな駐車施策の導入

- ・ 計画地区内の駐車需給のアンバランス
- ・ 路上駐車及び路上荷さばき駐車

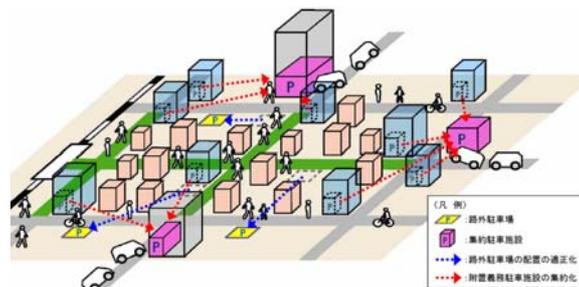


- ・ 都市計画駐車場（約70台）の整備
- ・ 地域の特性に応じた駐車施設の整備基準（地域ルール）の適用



- ・ 供給に余裕のある地区へ誘導
- ・ 駐車施設の荷さばき駐車等への活用

※東京都駐車場条例に基づく



駐車場適正化イメージ図



### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

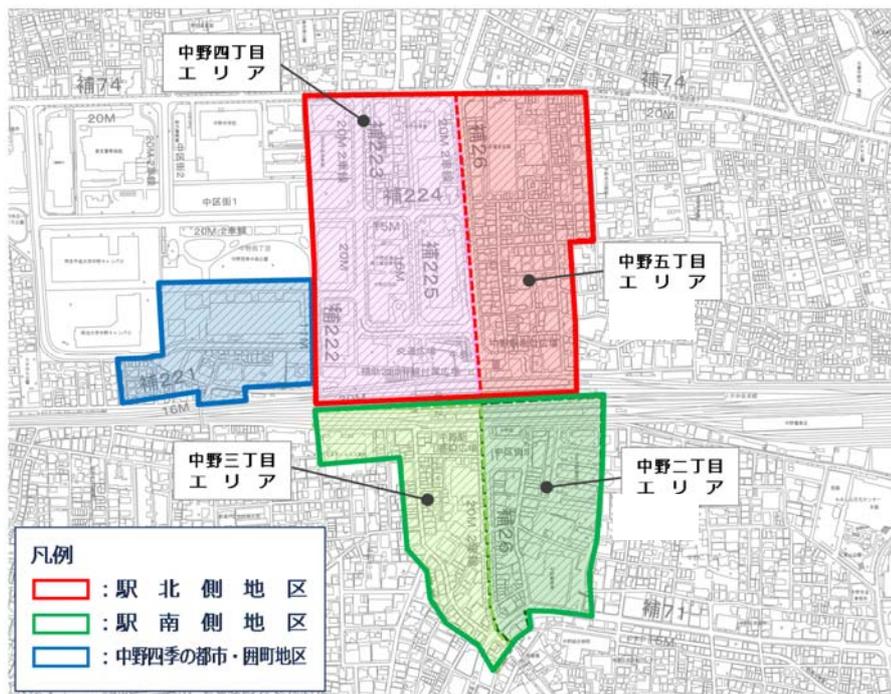
#### 地域ルールによる駐車施策の整備

##### 附置義務駐車施設とは

- ・ 東京都駐車場条例では、交通の発生源である建築物に、駐車需要に対応した**必要最低限の駐車施設の設置**を義務付けている。

##### 地域ルールとは

- ・ 地区の特性により、基準に基づいて必要な駐車施設の確保が図られていると知事が認める場合に、**附置義務駐車施設の台数の軽減、駐車施設の集約設置**等が可能となる制度。



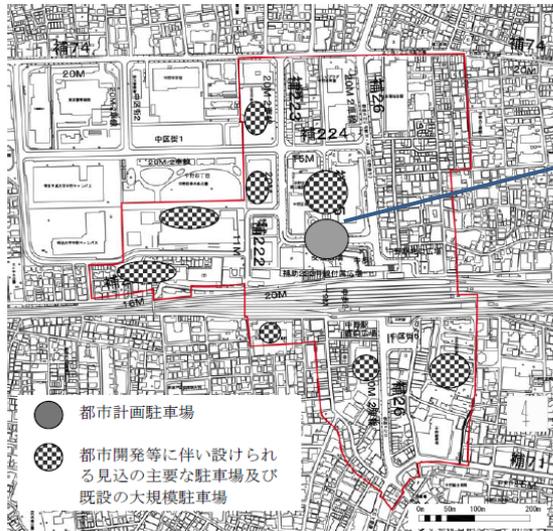
- ・ **中野駅周辺**では、「中野四季の都市」の整備が完了し、今後は区役所・サンプラザ地区等の大規模開発が予定されている。本地区内において、駐車施設の適切な確保と運用が図られるよう**地域ルールの導入を検討**する。

### 3. 中野区駐車場整備計画（改定案）について

#### 路外駐車場の整備の目標量

- **目標量**については、大規模開発等に伴う既存駐車場を有効活用し駐車需要に対応するという観点から**設定しない**。

#### 主要な駐車施設整備位置（中野駅地区）



地区	公共駐車場整備目標量
中野駅周辺地区	約70台

- **公共駐車場整備目標の考え方**は、これまでどおり**目標量を約70台**とし、附置義務で確保することが困難な**需要数約60台**と**移動制約者対応の台数約10台**を受け持つ。

23

### まとめ

#### まとめ

#### 中野駅周辺駐車場整備地区変更（案）

- 中野駅周辺の土地利用の転換に伴い、**区域を追加**する。

面積 約28.0ha ⇒ **約33.0ha**

#### 中野区駐車場整備計画（改定案）

- **対象範囲を変更**する。
- **地域ルールを導入**を検討する。
- 計画の**目標年次を平成43年**とする。
- **公共駐車場(都市計画駐車場)の目標量は約70台**とする。

24

今後の予定

